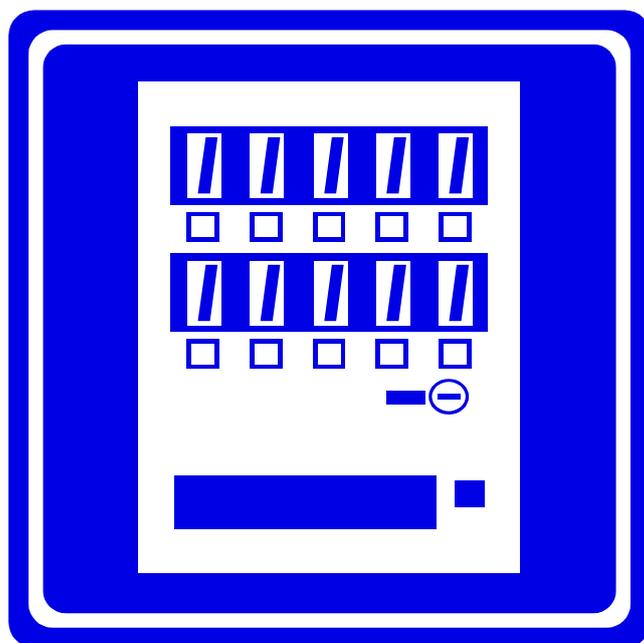


和光市自動販売機設置事業者 募集要領



令和4年12月

和光市企画部資産戦略課

設置事業者決定までのスケジュール

I 公募要領配布

令和4年12月1日(木) から 令和4年12月20日(火)

市役所3階資産戦略課窓口にて配布するほか、和光市ホームページに掲載します。

II 質問受付(メール受付のみ)

令和4年12月12日(月) 17時まで 電子メールにて提出

受付した質問のうち、各設置希望事業者に共通する質問事項及び回答は、とりまとめて令和4年12月14日(水)までに和光市ホームページに掲載します。

III 参加申込みの提出

令和4年12月14日 から 令和4年12月20日(火) まで ※必着

提出方法は、特定記録郵便、配達確認のできる宅配便のいずれか(持参は無効)。

提出先：〒351-0192 和光市広沢1番5号

和光市役所3階 企画部資産戦略課 維持管理担当宛

電話：048-424-9083

IV 提案書の開封

令和4年12月22日(木) (予定)

和光市役所 6階 603会議室 9時から

立会いを希望する場合(原則1名)は、立会申請書を21日(水)15時までにFAXで提出し、資産戦略課 維持管理担当までお電話ください。

V 業者の決定

令和5年1月10日(火)

応募書類の審査により資格を有する認められた応募者には、その旨を令和5年1月10日までに書面にて通知します。

VI 契約締結

令和5年1月20日(金) まで

上記契約締結期限までに和光市と賃貸借契約を締結してください。

VII 自動販売機設置

令和5年4月1日(金) から

現地調査を実施し、自動販売機の設置を行ってください。前設置事業者との調整期間を1~2週間程度見込みます。なお、自動販売機の設置の有無にかかわらず賃貸借料・設置料は4月1日から発生することになりますので、ご注意ください。

目 次

1	目的	4
2	募集事項等	4
3	応募資格要件	4
4	質問及び回答	5
5	応募資格の確認等	5
6	応募手続き	6
7	応募参加の辞退について	8
8	設置予定事業者の決定方法等	8
9	無効な応募等	9
10	契約	9
11	設置予定事業者の決定取消し等	9
12	その他	10
13	問い合わせ先	10
	別紙 封筒貼付用紙	11

添 付 資 料

- 1 自動販売機設置場所貸付に係る仕様書
資料1 「自動販売機最低貸付料及び参考売上実績」
- 2 貸付場所配置図
- 3 契約書（案）
※物件が土地の場合は、「自動販売機設置契約書」、それ以外の場合は「市有財産賃貸借契約書」となります。
- 4 各種様式
 - (1) 参加申込書（様式第1号）
 - (2) 価格提案書（様式第2号A, B, C、様式第2号別紙）
 - (3) 誓約書（様式第3号）
 - (4) 質問書（様式第4号）
 - (5) 委任状兼使用印鑑届（様式第5号）
 - (6) 応募参加辞退届（様式第6号）

自動販売機設置事業者募集要領

和光市では、市庁舎等に飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集し、公募による価格評価方式によって設置予定事業者を決定し、当該事業者と市有財産賃貸借契約を締結します。

自動販売機設置事業者の募集に参加を希望される方は、本募集要領及び仕様書の内容を承知した上で参加してください。

1 目的

市有財産の有効活用を図り、市の自主財源の確保及び設置業者選定手続きの公平性や透明性を高めることを目的とします。

2 募集事項等

- (1) 自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借（行政財産貸付による）
- (2) 貸付場所及び面積（設置台数）
物件を3グループ（A～C）に分けて実施します。
資料1「自動販売機最低貸付料及び参考売上実績」
- (3) 貸付期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。
- (4) 機器仕様及び貸付条件等
別添仕様書による。
- (5) 募集する事業者は、グループ毎にすべての貸付場所に自動販売機を設置できる事業者とする。ただし、それぞれの物件番号の最低貸付料を下回らないこととする。

3 応募資格要件

次の要件の全てを満たす法人、団体又は個人とします。

- (1) 法人にあっては埼玉県内に本店、支店又は営業所を有し、個人及び法人格を持たない団体にあっては市内で事業を営んでいること。
- (2) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有すること。
- (3) 本市が行う募集に係る貸付物件の種類及び規模をほぼ同じくする契約等を過去2か年の間に締結し、すべて誠実に履行していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。また、暴力団関係業者を利用していないこと。役員・使用人等が暴力団関係者でないこと。

- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及び構成員でないこと。
- (6) 6 応募手続き (3) 提出書類の「添付する納税証明書等一覧」に規定する税目を滞納していないこと。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 次の申立てがなされていない者であること
 - ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法第17条に基づく更正手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て
- (9) 極めて悪質な談合・独占禁止法違反行為により、和光市競争入札参加資格を抹消された者については、抹消された日より2年を経過している者であること。

4 質問及び回答

自動販売機設置事業者募集要領等に対する質問方法は、下記により行ってください。

(1) 質問の方法

- ア 質問期間 令和4年12月1日(木)～
令和4年12月12日(月)午後5時まで
- イ 提出書式 質問書(様式第4号)による。
- ウ 提出方法 電子メールとし、件名を次のとおりにして下さい。
件名:「(〇〇〇〇※応募者名)自動販売機設置に関する質問」
- エ 提出先 和光市 企画部資産戦略課 維持管理担当
E-mail: b0100@city.wako.lg.jp

(2) 質問への回答

質問に関する回答は、令和4年12月14日(水)までに応募者名を伏せて市ホームページに掲載します。再質問は認められません。

5 応募資格の確認等

提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を選定対象者とする。本市担当者から応募書類に関し説明を求められた場合は、応募した者の負担において説明をしなければならない。

6 応募手続き

応募を希望する方は下記を参照し、提出方法は、特定記録郵便、配達確認のできる宅配便のいずれかで提出して下さい。持参による提出は無効です。（電子メール、インターネット等での受付不可）なお、現場説明会は開催しません。書類提出前にご自身で現地状況を等をご確認し、応募して下さい。

(1) 提出期間

令和4年12月14日（水）から 令和4年12月20日（火） 必着

(2) 提出方法及び提出先

必要書類を取りまとめの上、下記まで提出してください。

〒351-0192
和光市広沢1番5号
和光市役所 企画部資産戦略課 維持管理担当
電話：048-424-9083

(3) 提出書類

	提出書類	法人	個人
①	参加申込書（様式第1号）	○	○
②	価格提案書（様式第2号、様式第2号別紙） <u>グループ別に作成</u>	○	○
③	誓約書（様式第3号）	○	○
④	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可）	○	
⑤	納税証明書等（写し可） 次頁「添付する納税証明書等一覧」参照	○	○
⑥	身分証明書（写し可）		○
⑦	確定申告書（写し）		○
⑧	印鑑証明書（写し可）	○	○
⑨	設置する自動販売機のカタログ	○	○
⑩	委任状兼使用印鑑届（代理人を置く場合のみ）（様式第5号）	△	

- (注) 1 証明書類は提出日から起算して発行後3か月以内のものとする。
 2 提出書類は返却しません。
 3 納税義務のない団体については、①、②、⑤、⑨及び事業報告書を提出するものとする。
 4 ⑦の確定申告書は、收受印が押印されたものとする。なお、e-Taxにより申告した場合は、申告書送信票の写しを提出するものとする。
 5 ⑩の委任状兼使用印鑑届は、代理人を置く場合のみ提出するものとする。
 契約後の手続き書類等（契約書を含む）にすべて本社代表社印を押印する場合は、この様式は不要です。しかし本社代表印の代わりに支店印を使用する場合は、必要になります。
 6 ②は、グループ毎に封筒を作成し、別紙を参照の上、提出するものとする。他は応募者ごとに1部提出で可。

添付する納税証明書等一覧

法人用

証明書の種類	法人税 ※1	消費税及び 地方消費税 ※1	法人事業税	法人県民税	法人市民税
証明書交付機関	国 税務署	国 税務署	埼玉県 県税事務所	埼玉県 県税事務所	和光市 収納課
和光市内に本店、 支店又は営業所 を有する者	○	○	○	○	○
和光市外で埼玉 県内に本店、支店 又は営業所を有 する者	○	○	○	○	
埼玉県内に本店、 支店（営業所）を 有しない業者	○	○			

個人用

証明書の種類	申告所得税 ※2	消費税及び 地方消費税 ※2	個人事業税	市町村民税	営業証明書
証明書交付機関	国 税務署	国 税務署	埼玉県 県税事務所	和光市 収納課	和光市 課税課
<u>和光市在住</u> で和光 市内に事業所を有 する者	○	○	○	○	○
<u>和光市外在住</u> で和 光市内に事業所を 有する者	○	○	○		○

※1 税務署で発行する納税証明書「その3の3」を提出してください。

※2 税務署で発行する納税証明書「その3の2」を提出してください。

- (注)
- 1 納税証明書は、申請日から起算して発行後3ヶ月以内のものとする。
 - 2 各納税証明書はそれぞれ直近1ヵ年分を提出してください。
 - 3 提出すべき納税証明書は滞納がないことの証明書（未納証明書）に替えることができる。

(4) 価格提案書（様式第2号）に記載する金額

グループ毎の全ての物件番号を合計した、消費税を考慮しない年額の提案額を記載してください。

なお、土地の賃貸借契約については、提案額をそのまま賃貸借契約額とする。建物の賃貸借契約については、提案額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって賃貸借契約額とする。

(5) 価格提案書（様式第2号別紙）に記載する金額

物件番号ごとの、消費税を考慮しない年額の提案額を記載してください。この内訳金額は、それぞれの物件番号の最低貸付料を下回らないようにしてください。なお、この内訳金額は契約書等を作成の際に使用します。

(6) 代理人を置く場合

営業所等の代表者が代理人として申込みする場合は、様式第5号「委任状兼使用印鑑届」を提出すること。

7 応募参加の辞退について

参加申込書提出後、都合により応募を辞退される場合は、応募参加辞退届（様式第6号）を提出して下さい。なお、辞退された場合にも、既に提出された書類は返却いたしませんので、ご了承願います。

8 設置予定事業者の決定方法等

(1) 設置予定事業者の決定方法

ア 資格審査実施 参加申込書により参加資格審査を実施する。

イ 価格提案書（様式第2号）に記載された金額の最も高い者を設置予定事業者とする。ただし、資料1「自動販売機最低貸付料及び参考売上実績」に記載された本市の定める最低貸付料以上の額であることを条件とする。

ウ 金額の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより決定する。

(2) 設置予定事業者の数

設置予定事業者は、グループ毎に**1者**とする。

(3) 選定結果の通知

令和5年1月10日（火）までに、選定された者に対しては選定された旨を、選定されなかった者に対しては選定されなかった旨を、それぞれ書面により通知する。

(4) 設置予定事業者決定の例外

金額の最も高い者を設置予定事業者とすることが、公正な取引の秩序を乱すおそれ

があり、著しく不相当と認められる場合は、その者から、事情を聴取の上、合理的な理由がないと認められるときは、その者を設置予定事業者とせず、次点の者を設置予定事業者とする（本市の定める最低貸付料以上の額の者）。

(5) 設置予定事業者等の公表について

設置予定事業者を決定したときは、次の事項を和光市ホームページに掲載する。

- ア 公募自動販売機数
- イ 公募参加者数
- ウ 設置予定業者決定日
- エ 各設置予定業者名

9 無効な応募等

(1) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ア 不正行為による応募
- イ 貸貸借料提案書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱、又は不明確なとき
- ウ 貸貸借料提案書の記名押印を欠くもの及び金額を訂正したもの
- エ 参加申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行ったもの
- オ その他募集に関する規定等に違反した応募

(2) その他

- ア 提出書類は、提出期限後に、書き換え、差し換え又は撤回をすることはできない。
- イ 設置予定事業者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認めるときは、選定時期を延期し、又は取りやめることがある。

10 契約

設置予定事業者は令和5年1月20日（金）までに、市と市有財産貸借契約書（案）のとおり契約を締結する。

11 設置予定事業者の決定取消し等

(1) 次のいずれかに該当する場合は設置予定事業者としての決定を取り消すものとする。

- ア 令和5年1月20日（金）までに、設置予定事業者が契約を締結しないとき
- イ 応募の提案内容に虚偽の報告があったとき
- ウ 設置予定事業者が応募者の資格を失ったとき
- エ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと本市が判断したとき

(2) 上記(1)により、設置予定事業者の決定を取り消したときは、次点の者と随意契約交

渉を行う（本市の定める最低貸付料以上の額の者）。

1 2 その他

- (1) 本書に定めがない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令の定めるところによる。
- (2) 本書を入手した者は、本件手続以外の目的で本書を使用してはならない。
- (3) 申込書に虚偽の記載をした場合は、現に受けている行政財産使用許可の取消及び普通財産賃貸借契約の解除を行うことがある。

1 3 問い合わせ先

〒351-0192 和光市広沢1番5号

和光市企画部資産戦略課維持管理担当

T E L : 048-424-9083（直通）

F A X : 048-464-8822

E-mail : b0100@city.wako.lg.jp

別紙

《表紙》

価格提案書在中	
件名	自動販売機設置事業者募集
物件番号 該当グループに ○印を付けて下さい	Aグループ
	Bグループ
	Cグループ
応募者名 (法人名、事業所名又は 個人名)	

- (注) 1 グループ毎に封筒を作成し、表紙に上記内容を記入の上、封筒の表紙に貼付、封筒の中に価格提案書（様式第2号A、B、C、様式第2号別紙）を入れて下さい。（3件すべてに参加される場合は、封筒を3通用意して下さい。）
- 2 封筒は、価格提案書を入れた後、のりで封をして下さい。封入後、継目部分に3箇所割印を押してください。
- 3 物件番号の○印、応募者名（法人名、事業所名又は個人名）をボールペン等で必ず記入して下さい。
- 4 封筒は、原則、長形3号で作成して下さい。

《表面の封印例》

